

## 旅館施設等を運営（管理）される皆様へ

旅館施設等を運営する場合、旅館業法等のほか、以下の関係法令も適用される場合がありますので、事前にお問い合わせください。

### 《建築基準法》

建物の用途を変更する場合（例：専用住宅→旅館、ホテル etc）、用途変更の手続き（建築確認申請）が必要な場合があります。

また、手続きが不要であっても建築基準法の適用はあり、用途が変わることで、適用される規定も異なります。建物の規模・構造によっては、改修工事が必要な場合がありますので、建築士に相談するか下記までお問い合わせください。

宮崎市役所建築行政課（第2庁舎8階）

電話 0985-21-1813

### 《都市計画法》

市街化調整区域は市街化を抑制する区域ですので、土地の用途が規制されており、法や条例の規定に適合する場合についてのみ許可を受けて利用できます。

また、法で許可不要とされている場合も、届出が必要な場合がありますので、必ず下記までお問合せください。

宮崎市役所開発審査課（第2庁舎8階）

電話 0985-21-1818

### 《消防法》

建物の用途を旅館等に変更する場合（例：専用住宅→旅館、ホテル etc）、消防法により、収容人員が30名以上になると防火管理者の選任が義務となります。

また、上記にかかわらず、消防用設備等【消火器具・自動火災報知設備・誘導灯 etc】の設置及び届出が必要になります。

詳しくは、下記まで問い合わせください。

宮崎市消防局予防課

電話 0985-32-4904

宮崎市保健所保健衛生課

電話 0985-29-5283